

こう つう い じ
交通遺児
えん ご き きん
援護基金

君の未来の
ために…。

陸上交通事故などで
お父さんやお母さんを失った
交通遺児激励のために
見舞金などを支給しています。
基金の原資は、企業・団体や
県民の皆様からの寄附金を基に、
その利息をもって実施しています。

- | | | |
|---------|----------------|--|
| ■ 見舞金 | 一世帯 | 100,000円 |
| ■ 勉学奨励金 | 小学校又は中学校の入学時 | 30,000円 |
| ■ 激励金 | 中学校又は高等学校等の卒業時 | 60,000円 |
| ■ 受験費用 | 高等学校等の受験料 | (上限) 50,000円 |
| ■ 助成金 | 大学等の受験料 | (上限) 100,000円 |
| ■ 支給対象 | 18歳未満 | ただし、満18歳に達した日以降の最初の3月31日
までの間に高校に在学している者を含む |

※詳しくは、裏面をご覧ください。

問い合
わせ先

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会

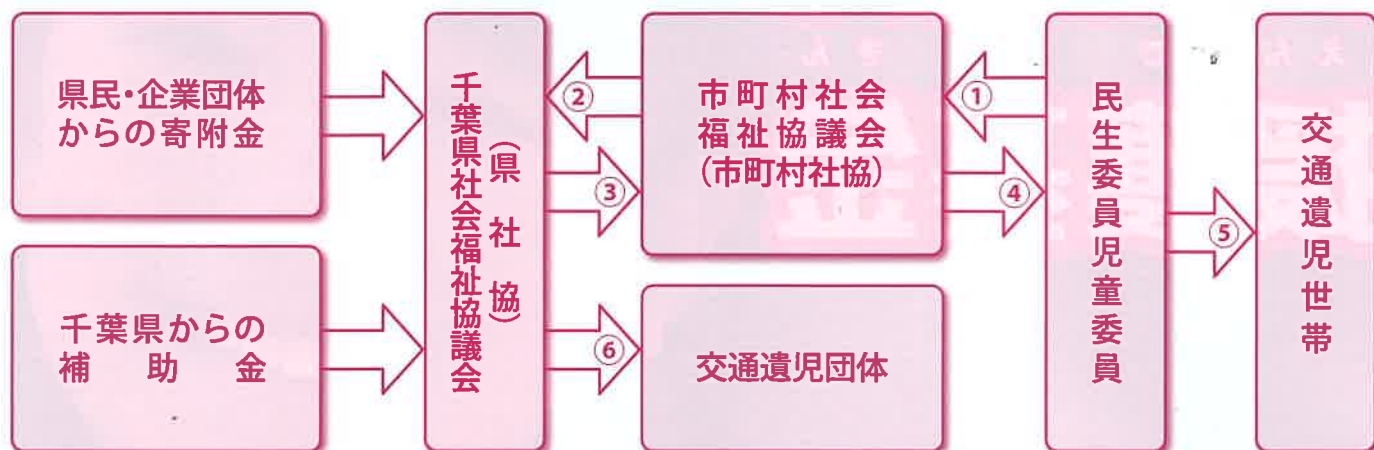
TEL.043-245-1101

千葉県社協 交通遺児

検索

●お住まいの市町村社会福祉協議会または民生委員児童委員

交通遺児援護基金のしくみ



手続

- ① 民生委員児童委員が、市町村社協に交通遺児がある旨連絡します。
 - ② 市町村社協が、県社協に請求します。
 - ③ 県社協は、見舞金等を市町村社協へ交付します。
 - ④ 市町村社協は、見舞金等を民生委員児童委員に交付します。
 - ⑤ 民生委員児童委員は、交通遺児に見舞金等を交付して激励見舞いを行います。
 - ⑥ 交通遺児世帯を会員とする団体、援護・激励を目的とする団体に活動育成費として援助します。
- ※本制度は、他の制度を受けていても受給できます。(受験費用の助成は除く)

支給対象

18歳未満(ただし、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間に高校に在学している者を含む)の交通遺児(または世帯)

支給金の種類

- (1) 見舞金 一世帯 **100,000円**
但し、遺児が2名以上いる世帯については、2人目から各々に50,000円を加算する。(表)参照
なお、遺児となった日から1年以内を対象とする。
- (2) 勉学奨励金
 - ア. 小学校に入学する遺児 **30,000円**
 - イ. 中学校に入学する遺児 **30,000円**
- (3) 激励金
 - ア. 中学校を卒業する遺児 **60,000円**
 - イ. 高等学校等を卒業する遺児 **60,000円**
- (4) 受験費用助成金
 - ア. 対象となる高等学校等の受験料 (上限) **50,000円**
 - イ. 対象となる大学等の受験料 (上限) **100,000円**
- (5) 活動育成費
交通遺児団体の活動に対し、必要な金額を助成する。

(表) 見舞金の金額

一世帯あたりの交通遺児数	支給金額
1人	100,000円
2人	150,000円
3人	200,000円
4人	250,000円